各品目の対応
（2） 米

23年産米の検査結果

・作付を行った地域において17都県で調査を行った結果、99.2 %が50 Bq/kg 以下。福島県で暫定規制値を超える米が検出されたことから、米の緊急調査を福島県において実施。
・暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された米が生産された水田は、特定避難勧奨地点の付近等に限定的に出現。

23年産米の本調査結果

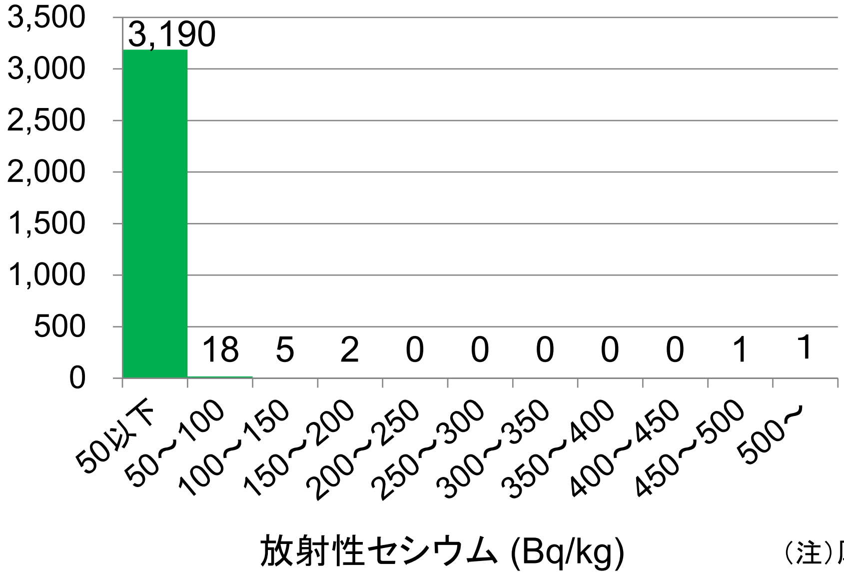

福島県の緊急調査結果

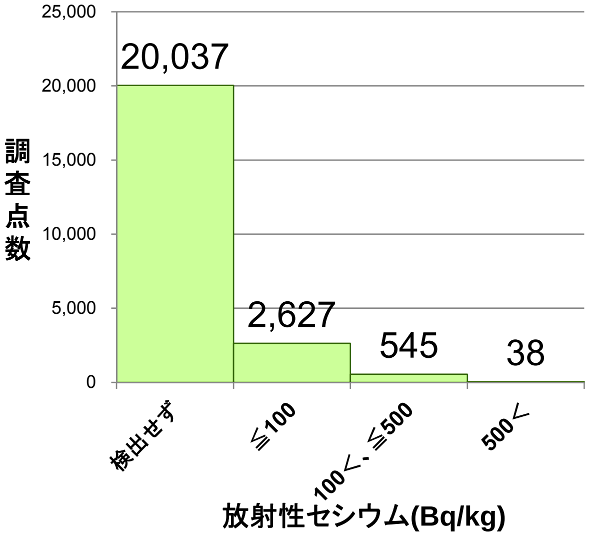

（注）厚生労働省及び福島県が公表したデータに基づく。

玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因（土壌）

- 玄米中の放射性セシウム濃度が高い値がみられた水田では、土壌中のカリウム濃度が低い傾向が見られた。
- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。

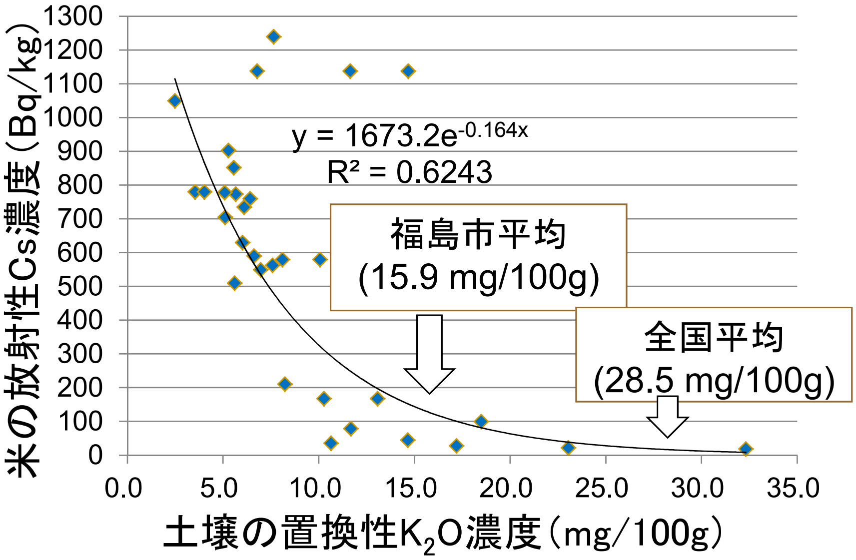

カリ施肥による稲の吸収抑制対策

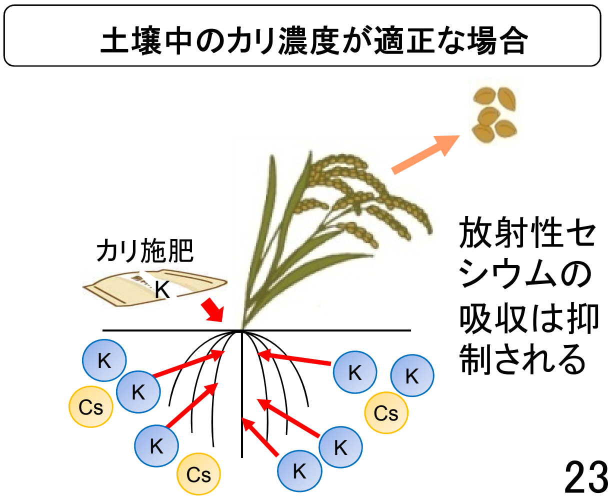

玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因（土壌）

- 耕うんが浅い場合、土壌表層に放射性セシウムと根張りが集中するため、放射性セシウムを吸収しやすくなると考えられる。
- 作土層の薄い圃場では、深耕等により放射性セシウムを土壌中で希釈、作土層を拡大して根張りを改善することが重要。

H23年産において高い値が検出された土壌の放射性セシウムの鉛直分布

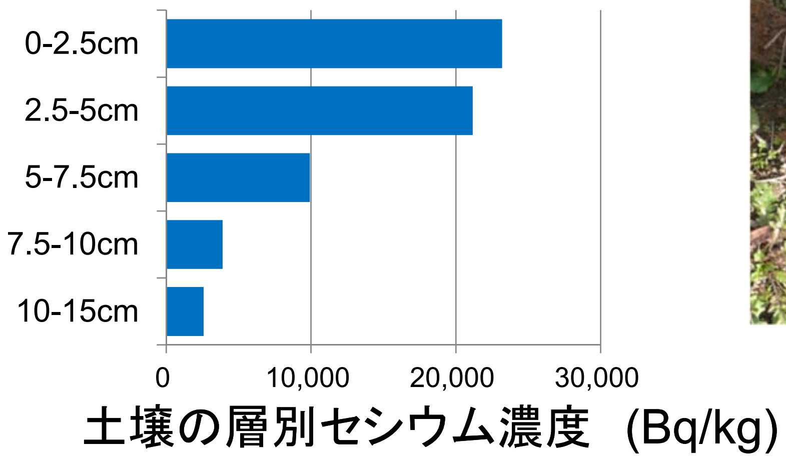

稲株を抜いたところ
(10 cm径)

23年産と24年産米の検査結果（福島県一部地域）

23年産と比較すると100 Bq/kg超過割合は減少。

平成23年産と24年産米の検査結果（福島県：23年産米の緊急調査の対象区域）

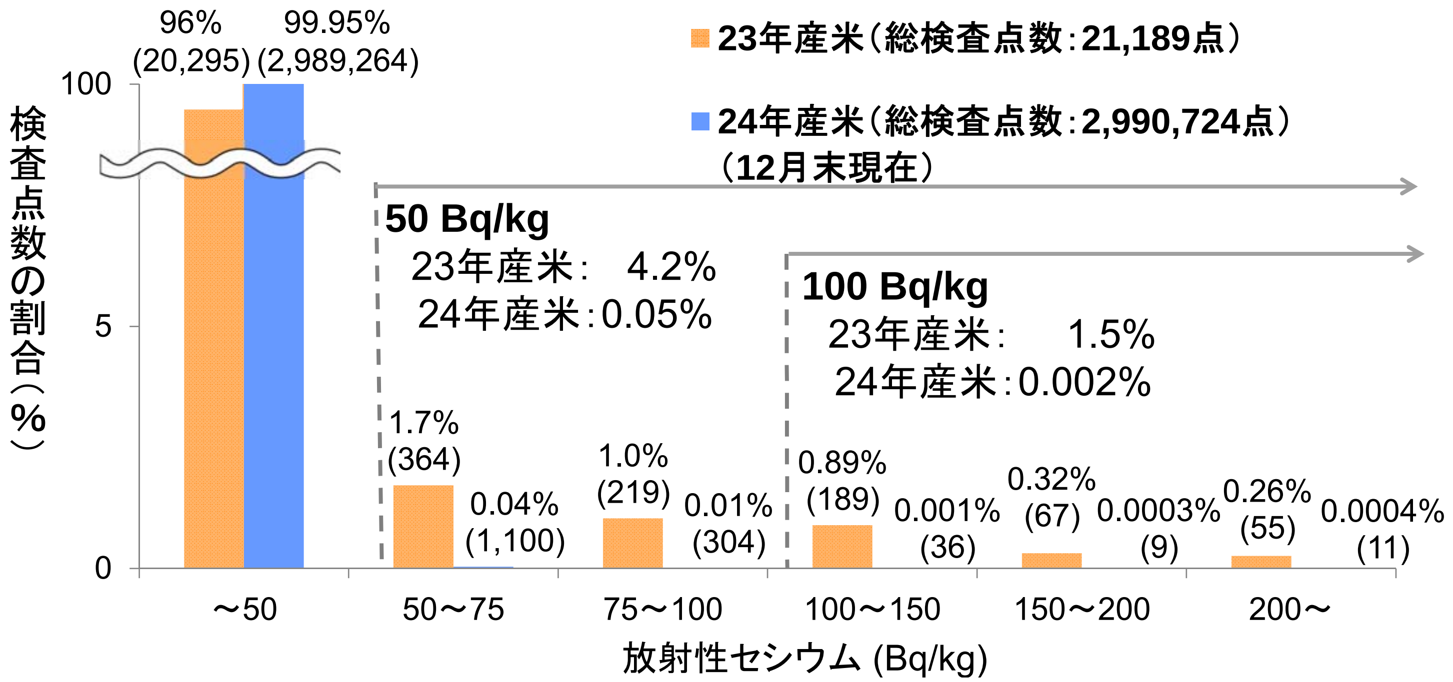

平成25年産米の安全対策

引き続き、作付制限と収穫後の検査の組合せで安全確保

- 24年産米の調査結果を基に、

① 帰宅困難区域や居住制限区域については作付制限

② 100 Bq/kg超の地域・25年産から作付を再開する地域については、吸収抑制対策を行った上で、地域の米の全量を管理・検査することを条件に作付け

- それ以外の地域については、抽出検査により安全を確認することとし、24年産の調査結果等を基に検査方法を設定

→ 特に100 Bq/kg を超える米が検出される可能性のある地域では濃密に検査（24年産における50 Bq/kg 超過又は23年産における100 Bq/kg超過のみられた旧市町村では全戸検査）。

平成25年産稲の作付制限等の対象区域

（この他、宮城県栗原市（旧沢辺村）が全量生産出荷管理）

作付制限
作付しない。
（可能な範囲で試験栽培や保全管理を行う。）

作付再開準備
作付再開に向けて実証栽培を行う。
（管理計画の下で、全量管理・全袋検査を実施。）

全量生産出荷管理
吸収抑制対策を実施して作付を再開又は継続。
（管理計画の下で、全量管理・全袋検査を実施。）

福島第一原子力発電所

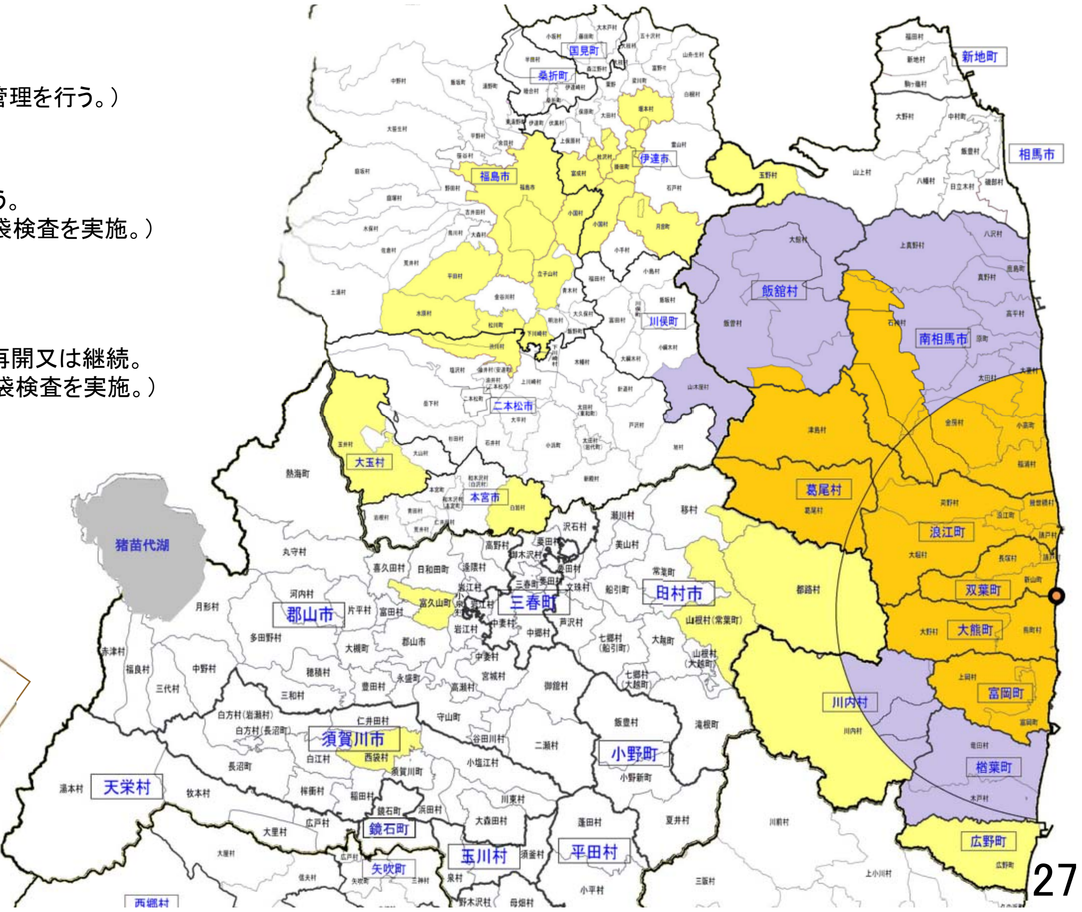

全袋検査

福島県では、24年産米から、県全体で全袋検査を実施（24年産では1,034万袋を検査）。

25年産米の検査結果（～平成25年10月30日）

- 24年産米の基準値超過はごくわずか。
- 25年産米の検査は8月より始まったところ。

		検査点数	基準値超過点数	超過割合(%)
全袋検査分（福島県及び宮城県の一部）	25年産	682万	12	0.0002
	24年産	1,036万	84	0.0008
抽出検査分（福島県を除く16都県分）	25年産	1,900	0	0
	24年産	9,213	0	0

福島県については平成25年10月30日まで、それ以外は平成25年9月30日までに厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき集計。

各品目の対応
（3） 畜産物

畜産物の安全確保

① 基準値に対応した飼養管理の徹底
② 放射性物質検査
③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

基準値に対応した飼養管理(1)

食肉や牛乳が基準値(食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg)を超える放射性セシウムを含まないよう、飼料の暫定許容値を設定

	新暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
養殖魚	40

基準値に対応した飼養管理(2)

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料（牧草等）を給与するなどの適切な飼養管理の徹底

2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進

3. 代替飼料確保の支援

畜産物の放射性物質検査

■ 放射性物質検査の体制

① 牛肉

7県（岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉）では、3ヵ月に1度、全戸検査を実施。

特に、このうち4県（岩手、宮城、福島、栃木）については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査を実施。

② 乳の検査頻度

6県（岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬）では、2週間に1度検査。